日東電工株式会社　行

西暦：　　　　年　　月　　日

**納入製品の含有禁止化学物質に関する　不使用保証書　Ver 5.00**

会社名：

部署名：

回答責任者：

印

(署名または押印)

商社名：

部署名：

印

責任者：

(署名または押印)

貴社に納入する製品(表1)について、表2「Nittoグループ　不使用保証書対象化学物質　**Ver 5.00**」に

定める化学物質の閾値レベルを遵守していることを保証致します。

表1：納入する製品

|  |  |
| --- | --- |
| 製品名 | 購入品　品質仕様書番号(NIS No.) |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

本保証書の内容についてご不明な点がございましたら、下記担当者宛てにご連絡ください。

部署名：

担当者：

TEL：

FAX：

Mail:

以上

表2：Nittoグループ不使用保証書対象化学物質　**Ver 5.00**

**記入の際は、P.3下部にある「記載に関してのご注意事項」をご参照下さい。**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 化学物質または物質群 | 閾値レベル | 分析ﾃﾞｰﾀ | 備 考(記載法令は物質の特定に利用し、適用は参照しないこと) |
| アスベスト類 | 意図的添加が無いこと及び１０００ppm未満 | 要 | EU REACH規則 AnnexⅩⅦ分析はタルクなどアスベスト混入の可能性のある鉱物原料に限る |
| 一部のアゾ染料・顔料(特定アミンを生成する) | 意図的添加が無いこと | ― | EU REACH規則 AnnexⅩⅦ |
| カドミウム及びその化合物 | 意図的添加が無いこと及びカドミウムとして５ppm未満 | 要 | 2011/65/EU(EU RoHS2指令) |
| 六価クロム化合物 | 意図的添加が無いこと及び六価クロムとして１００ppm未満 | 要 | 2011/65/EU(EU RoHS2指令) |
| 鉛及びその化合物 | 意図的添加が無いこと及び鉛として１００ppm未満 | 要 | 2011/65/EU(EU RoHS2指令) |
| 水銀及びその化合物 | 意図的添加が無いこと及び水銀として１００ppm未満 | 要 | 2011/65/EU(EU RoHS2指令) |
| ポリ臭化ビフェニル類(PBB類) | 意図的添加が無いこと及びPBBとして１００ppm未満 | 要 | 2011/65/EU(EU RoHS2指令) |
| ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)デカブロジフェニルエーテルを含む | 意図的添加が無いこと及びPBDEとして１００ppm未満 | 要 | 2011/65/EU(EU RoHS2指令) |
| オゾン層破壊物質 | 意図的添加が無いこと | ― | モントリオール議定書製造工程中の使用も禁止 |
| フタル酸ビス(2-ジエチルヘキシル)(DEHP) | 意図的添加が無いこと及び１０００ppm未満 | 要 | 2011/65/EU(EU RoHS2指令) |
| フタル酸ジブチル(DBP) | 意図的添加が無いこと及び１０００ppm未満 | 要 | 2011/65/EU(EU RoHS2指令) |
| フタル酸ブチルベンジル(BBP) | 意図的添加が無いこと及び１０００ppm未満 | 要 | 2011/65/EU(EU RoHS2指令) |
| フタル酸ジイソブチル(DIBP) | 意図的添加が無いこと及び１０００ppm未満 | 要 | 2011/65/EU(EU RoHS2指令) |
| フタル酸エステル４物質の合計(ＥＵ　ＲｏＨＳ（Ⅱ）指令　付属書２で定めるDEHP、DBP、BBP、DIBP)  | 意図的添加が無いこと及び４物質合計で１０００ppm未満 | ― | EU REACH規則 AnnexⅩⅦ |
| ポリ塩化ビフェニル類(PCB類) | 意図的添加が無いこと | ― | POPs条約 Annex A化審法第一種特定化学物質 |
| ポリ塩化ターフェニル類(PCT類) | 意図的添加が無いこと | ― | EU REACH規則 AnnexⅩⅦ |
| ポリ塩化ナフタレン(塩素原子数が２以上) | 意図的添加が無いこと | ― | 化審法第一種特定化学物質 |
| 放射性物質 | 意図的添加が無いこと | ― | 放射性同位元素使用分析機器は除く |
| 短鎖型塩化パラフィン(C10－C13) | 意図的添加が無いこと | ― | POPs条約 Annex A化審法第一種特定化学物質 |
| ビス(トリブチルスズ)=オキシド(ＴＢＴＯ) | 意図的添加が無いこと | ― | EU REACH規則 AnnexⅩⅦ化審法第一種特定化学物質 |
| ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及びPFOA関連物質 | 意図的添加が無いこと及びPFOAとその塩については25ppb未満PFOA関連物質については1000ppb未満 | \*2 | POPs条約 Annex AEU POPs規則　付属書１ |
| ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩及びPFHxS 関連物質 | 意図的添加が無いこと及びPFHxSとその塩については25ppb未満PFHxS関連物質については1000ppb未満 | \*2 | POPs条約 Annex AEU POPs規則　付属書１ |
| 炭素鎖長C9-C14のペルフルオロアルキルカルボン酸(PFCA)とその塩及び関連物質 | 意図的添加が無いこと及びC9-14PFCAとその塩については25ppb未満C9-14PFCA関連物質については260ppb未満 | **―** | EU REACH規則 AnnexⅩⅦ※適用開始日：2024年10月1日 |
| 三置換有機スズ化合物(ＴＢＴ類、ＴＰＴ類を含む)　＊1 | 意図的添加が無いこと | ― | EU REACH規則 AnnexⅩⅦ化審法第ニ種特定化学物質 |
| ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)とその塩 | 意図的添加が無いこと | ― | POPs条約　Annex B化審法第一種特定化学物質 |
| 酸化ベリリウム | 意図的添加が無いこと | ― | 2002/96/EC(EU/WEEE指令) |
| 塩化コバルト(Ⅱ) | 意図的添加が無いこと | ― | EU REACH規則 AnnexⅩⅦ乾燥剤(シリカゲル等)の湿度指示薬に限る |
| ジメチルフマレート(ＤＭＦ) | 意図的添加が無いこと | ― | EU REACH規則 AnnexⅩⅦ |
| 特定ベンゾトリアゾール | 意図的添加が無いこと | ― | 化審法第一種特定化学物質CAS RN®： 3846-71-7 に限る |
| 購入する包装材料(不使用保証書の収載物質の閾値を満足すると共に、右記閾値も満足すること) | 鉛、カドミウム、水銀、六価クロムの重金属含有総合計量が重量比で１００ppm未満 | 要 | 94/62/EC(EU 包装材指令)構成する均質材料(例えば、樹脂、インキ、塗料)毎での合計とする |
| リン酸トリイソプロピルフェニル(PIP(3:1)) | 意図的添加が無いこと | ― | 米国 TSCA PBT物質※適用開始日：2024年10月1日 |
| ペンタクロロチオフェノール(PCTP) | 意図的添加が無いこと | ― | 米国 TSCA PBT物質※適用開始日：2024年10月1日 |
| メトキシクロル | 意図的添加が無いこと | ― | POPs条約 Annex A※適用開始日：2024年10月1日 |
| デクロランプラス | 意図的添加が無いこと | ― | POPs条約 Annex A※適用開始日：2024年10月1日 |
| UV-328 | 意図的添加が無いこと | ― | POPs条約 Annex A※適用開始日：2024年10月1日 |

\*1 ＴＢＴ類：トリブチルスズ類、ＴＰＴ類：トリフェニルスズ類

\*2 「ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及びPFOA関連物質」および「ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩及びPFHxS 関連物質」の分析データについて

サプライチェーンを遡って、「Nittoグループの要求する閾値レベル」を順守していることが確認できていれば、当該物質の不使用の確認のための分析データの提出は不要とします

**記載に関してのご注意事項**

・製品に含有する化学物質の閾値レベルに関する判断は、機械的に解体できない均質材料の質量に対する化学物質の質量を含有率とします。

**・意図的添加とは、「特定の機能、外観、または品質の発現を目的とし、製品や製品を構成する部品または、原材料に化学物質を添加すること」とします。**

・意図的添加が無いことの判断は、自社における添加の有無のみでなく、サプライチェーンを遡って調査した結果においても意図的添加が無いことを条件とします。

・閾値レベルに上限値が設定されている物質については、含有目的が意図的添加以外（例　不純物）であっても、上限値を超えないこととします。

・本保証書に使用する用語の定義については、日本産業規格 JIS Z 7201 :2017 3 用語の定義

 　　(もしくは　製品含有化学物質管理ガイドライン 第4.0版 2018年3月 3.用語の定義) を参照して下さい。

**・分析を必要とした化学物質の分析方法については、下記リンク先にある「分析方法について」の**

**「Nittoグループ購入製品含有禁止化学物質の分析方法について」をご参照下さい。**

<https://www.nitto.com/jp/ja/about_us/procurement/checklist/>

**・該当する含有禁止化学物質事例は、下記リンク先にある「Nittoグループ含有禁止化学物質」を参照下さい。**

<https://www.nitto.com/jp/ja/about_us/procurement/checklist/>

**改廃履歴**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 版 | 改定日 | 内容 |
| 2.00版以前の改廃履歴は省略 |
| 2.00 | 2018/7/31 | 表２の化学物質または物質群として、フタル酸ビス(2-ジエチルヘキシル) (DEHP)、フタル酸ジブチル(DBP)、フタル酸ブチルベンジル(BBP)、フタル酸ジイソブチル(DIBP)を追加 |
| 　 | 　 | 表２の短鎖型塩化パラフィン(C10－C13)の備考を、EU POPs規則 AnnexⅠからPOPs条約 Annex Aと化審法第一種特定化学物質に修正 |
| 　 | 　 | 用語の定義について、JAMPホームページ表記より日本工業規格ＪＩＳ(もしくは製品含有化学物質管理ガイドライン)へ変更 |
| 　 | 　 | 分類記号欄の削除 |
| 2.01 | 2019/2/19 | Nittoグループ　含有禁止化学物質　物質例の修正 |
| 3.00 | 2019/6/1 | Word版へ変更 |
|  |  | 表2「Nittoグループ　不使用保証書対象化学物質」をVer2.01からVer3.00に変更 |
|  |  | 表2の閾値レベルの文言から「不純物として」という表記を削除 |
|  |  | 表2の化学物質または物質群として、ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及びPFOA関連物質を追加 |
|  |  | 記載に関してのご注意事項に、意図的添加の説明を追加 |
|  |  | 記載に関してのご注意事項にて、「分析方法」と「Nittoグループ含有禁止化学物質」の閲覧方法についての説明表現を修正 |
| 3.01 | 2020/2/17 | ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及びPFOA関連物質について、既存原材料の適用時期を2020年2月1日から、2020年4月1日に変更 |
| 3.02 | 2020/9/1 | 「ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及びPFOA関連物質」の適用法令を、EU REACH規則 AnnexⅩⅦからEU POPs規則　付属書１に変更 |
|  |  | 「ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及びPFOA関連物質」の保証方法を定義 |
|  |  | 閾値レベルに上限値が設定されている物質について、不純物の取扱いを定義 |
| 4.00 | 2021/7/15 | 表２にペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩及びPFHxS 関連物質を追加 |
| 5.00 | 2023/12/5 | 表２に「フタル酸エステル４物質(ＥＵ　ＲｏＨＳ（Ⅱ）指令　付属書２で定めるDEHP、DBP、BBP、DIBP)の合計」を追加 |
| 5.00 | 2023/12/5 | 表２に以下の物質を追加　(適用開始日：2024年10月1日)　・炭素鎖長C9-C14のペルフルオロアルキルカルボン酸(PFCA)とその塩及び関連物質　・リン酸トリイソプロピルフェニル(PIP(3:1))　・ペンタクロロチオフェノール(PCTP)　・メトキシクロル　・デクロランプラス　・UV-328 |
| 5.00 | 2023/12/5 | 「ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及びPFOA関連物質」の閾値レベルの文言から「※EU POPs規則に準ずる」という表記を削除 |
| 5.00 | 2023/12/5 | 「ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩及びPFHxS 関連物質」の閾値レベルの文言から「※EU REACH規則に準ずる」という表記を削除 |
| 5.00 | 2023/12/5 | 「ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩及びPFHxS 関連物質」の適用法令に、EU POPs規則　付属書１を追加 |